

連帯債務の特約【ローン契約（金銭消費貸借契約）規定の特約】

・本特約は、原契約が連帯債務の場合に適用されます。

- ① 銀行からの借主に対する連絡・諸通知は、甲乙いずれか一方に対してなされれば足り、双方に対してする必要はないこととします。
- ② 原契約に定める返済用預金口座は甲のものであることを確認し、ローン契約（金銭消費貸借契約）規定第1条による返済用預金口座からの元利金の返済については、銀行は借主が原契約によって負担する債務のうち、甲の負担部分について甲が返済したものとして取扱うものとします。
- ③ ローン契約（金銭消費貸借契約）規定第3条による繰り上げ返済、第5条または第19条による返済、第7条による相殺の場合、並びに第16条により返済に充当した場合も、銀行はその者の負担部分について同人が返済したものとして取扱うものとします。
- ④ 甲ならびに乙は、銀行が相当と認めるときは一方の連帯債務者に対して、債務の免除もしくは担保の変更・解除をしても、他の連帯債務者は免責を主張しないものとします。
- ⑤ 銀行が甲乙いずれかに対して履行の請求をしたときは、他の連帯債務者に対しても、当該履行の請求の効力が生ずるものとします。

以 上